



BOJ
Reports & Research Papers

金融システムレポート別冊シリーズ

Financial System Report - Annex

地域金融機関における 貸倒引当金算定方法の見直し状況

日本銀行
金融機構局
2017年4月

本レポートが分析対象としている地域銀行、信用金庫は次のとおりです。

地域銀行は、地方銀行 64 行と第二地方銀行 41 行、信用金庫は、日本銀行の取引先信用金庫 256 庫（2016 年 3 月末時点）。

計数は、特に断りがない場合、日本銀行集計の単体ベース。

本レポートの内容について、商用目的で転載・複製を行う場合は、予め日本銀行金融機構局までご相談ください。転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。

【本レポートに関する照会先】

日本銀行金融機構局金融第 2 課（post.fsbe2@boj.or.jp）

（金融システムレポート別冊シリーズについて）

日本銀行は、マクロプルーデンスの視点からわが国金融システムの安定性を評価するとともに、安定確保に向けた課題について関係者とのコミュニケーションを深めることを目的として、『金融システムレポート』を年 2 回公表している。同レポートは、金融システムの包括的な定点観測である。

『金融システムレポート別冊シリーズ』は、特定のテーマや課題に関する掘り下げた分析、追加的な調査等を不定期に行い、『金融システムレポート』を補完するものである。

（本別冊の要旨）

日本銀行では、『金融システムレポート別冊シリーズ』として、2015 年 8 月に『地域金融機関における最近の貸倒引当金の算定状況』を公表した¹。そこでは、「引当は将来に備えて行うものであり、①景気循環の影響を均してみていくとともに、②過去の実績に反映されていない先行きの変化を適切に織り込んでいくことが望ましい」との見解を示した。そのうえで、「引当方法の適切性を継続的に検証していく必要がある」とした。

今般、前回の別冊公表後の状況をフォローするために、地域金融機関を対象にアンケート調査を実施した。

その結果、①については、現行の算定期間等ではクレジットサイクルを捕捉できていないと考える先が多く、対象とする算定期間の数の拡大など、会計ルールに準拠しつつ引当方法を見直す動きが広がっていることが確認された。

一方、②については、ポートフォリオ特性やリスクテイク姿勢の変化を勘案して引当方法の見直しを検討・実施している先は、少数に止まった。近年、地域金融機関は、不動産業向けや下位格付先を含めた中小・地場企業向けの貸出等を積極化しており、こうした変化が先行きのリスクやコストに及ぼし得る影響を適切に反映していくことが重要である。

最後に、本別冊では、地域金融機関が引当方法を継続的に検証し、必要に応じて見直していく際の参考となるよう、今般のアンケート調査で確認できた引当方法の見直し事例を整理して提示した。

¹ 本行ホームページ（<http://www.boj.or.jp/research/brp/fsr/fsrb150819.htm/>）に掲載している。

1. 本別冊の位置付け

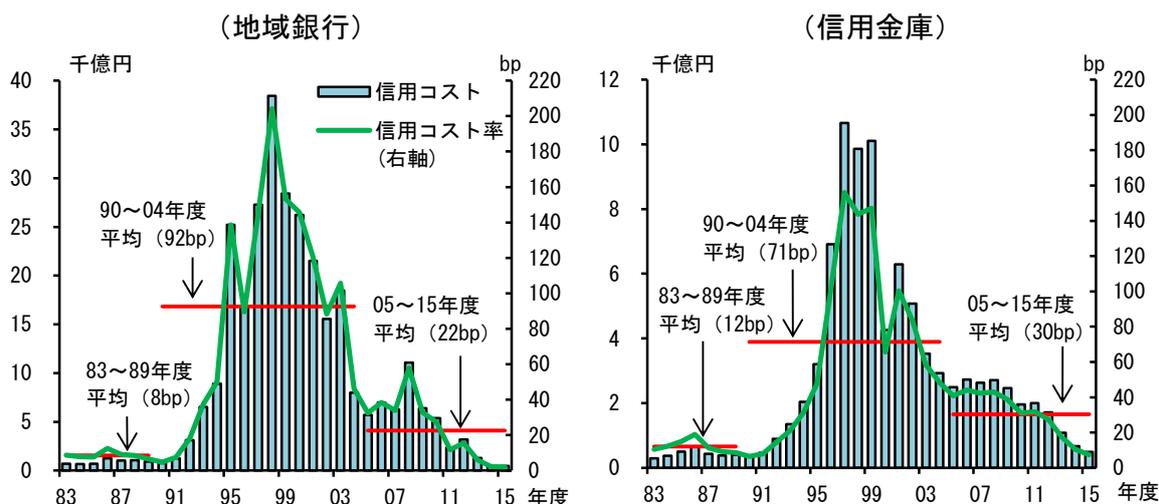
地域金融機関の信用コスト率や貸倒引当金比率は、与信ポートフォリオの質的改善などからきわめて低い水準で推移している（図表1、2）。

日本銀行では、地域金融機関に対して実施したアンケート調査の結果を踏まえ、2015年8月に公表した『地域金融機関における最近の貸倒引当金の算定状況』において、次の見解を示した。

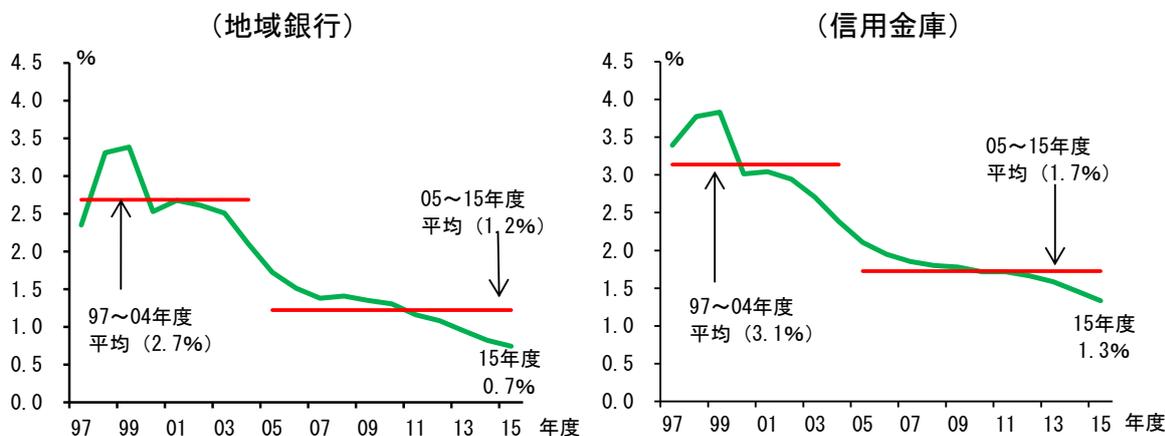
貸倒引当金の算定にあたっては、景気循環の影響を均してみていくとともに、過去の実績に反映されていない先行きの変化を適切に織り込んでいくことが望ましい。

本別冊は、最近の貸倒引当金算定方法の見直し状況をフォローする目的で改めてアンケート調査を実施し、その結果を取り纏めたものである。

図表1 信用コストの推移



図表2 貸倒引当金比率の推移



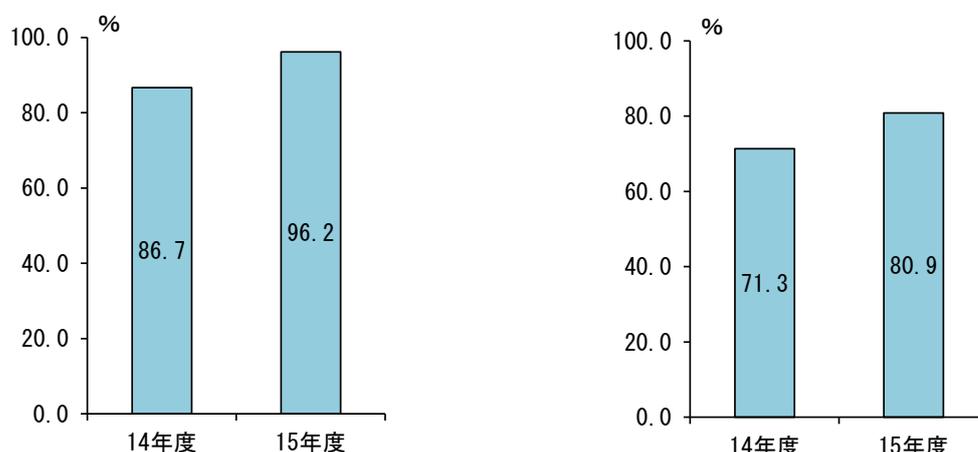
2. アンケート調査の結果

(引当方法見直しの有無)

前回のアンケート調査では、2014 年度決算において、地域銀行で 8 割強、信用金庫で 7 割の先が、会計ルールに準拠しつつ、将来に対する備えとして引当方法を見直しているとの結果が得られていた（図表 3）。

今回の調査では、地域銀行、信用金庫ともに、引当方法を見直した先の割合が、2015 年度決算時点までさらに 1 割弱増加しており、見直しの動きが広がっていることが確認された。

図表 3 引当方法を見直した先^(注)の割合
(地域銀行) (信用金庫)



(注) 先数は累計。

(引当方法見直しの検討状況)

次に、貸倒引当金比率の低下傾向がみられる 2010 年度以降に引当方法の見直しを検討した先に対し、その背景を調査した。結果をみると、「現行の算定期間等ではクレジットサイクル（マクロ的な景気変動周期）を捕捉できないため」との回答が、地域銀行で 4 割強、信用金庫で 3 割弱を占めている（図表 4）。なお、「その他」を選択した理由の具体的な内容をも、「今後、景気情勢悪化時に貸倒引当金の十分性が確保できない懸念があるため」など、実際にはクレジットサイクルを意識した見直しとみられる回答が多い。これらを含めると、同旨の回答は、地域銀行で 7 割、信用金庫で 5 割強まで増加する。

一方、ミドルリスク層への貸出増強や金融支援の強化などの融資方針の変化を踏まえて、「過去の実績には反映されないリスクやコストの発生可能性を勘案しているため」との回答は、地域銀行、信用金庫とも2割強に止まっている。

図表4 見直しを検討した背景

(先、%)

	地域銀行		信用金庫	
	先数(注1)	構成比	先数(注2)	構成比
現行の算定期間等ではクレジットサイクル(マクロ的な景気変動周期)を捕捉できないため (「その他」のうち、実際にはクレジットサイクルを意識した見直しとみられる回答を勘案したベース)	42 (70)	42.4 (70.7)	53 (103)	27.0 (52.6)
事業計画や経営改善計画等の進捗度合い対比、債務者区分のランクダウンリスクが高まっているため	30	30.3	57	29.1
融資方針の変更等に伴う、過去の実績には反映されないリスクやコストの発生可能性を勘案しているため	27	27.3	48	24.5
貸出期間の長期化	1	1.0	10	5.1
ミドルリスク層への貸出増強	7	7.1	11	5.6
地元以外での貸出増強	0	0.0	1	0.5
外貨貸出の増強	0	0.0	0	0.0
事業の再生・再構築に伴う金融支援の強化	18	18.2	32	16.3
創業支援の強化	0	0.0	7	3.6
消費者ローンの強化	2	2.0	4	2.0
国際会計基準への対応(予想信用損失モデル構築)	0	0.0	0	0.0
その他	7	7.1	15	7.7
その他	42	42.4	99	50.5

(注1) 2010年度以降に見直しを実施済み、または検討した99行ベース。複数回答であるため、内訳と回答先数は一致しない。

(注2) 2010年度以降に見直しを実施済み、または検討した196庫ベース。複数回答であるため、内訳と回答先数は一致しない。

こうしたなか、引当方法の見直しを検討した結果、実施に至らなかった先もみられる。その背景を訊くと、「具体的な方法が見いだせない」、「継続性や合理性に関して対外的な説明が困難」といった回答が多い(図表5)。

図表5 見直しを検討したが実施していない背景

(先、%)

	地域銀行		信用金庫	
	先数(注1)		先数(注2)	
		構成比		構成比
具体的な方法が見いだせないため	4	30.8	22	42.3
継続性や合理性に関して対外的な説明が困難な(監査法人等の了承が得られない)ため	5	38.5	15	28.8
その他	9	69.2	24	46.2
検討の結果、引当の十分性が確保できているため	3	23.1	6	11.5
検討中	6	46.2	16	30.8

(注1) 2010年度以降に見直しを検討したが実施していない13行ベース。複数回答であるため、内訳と回答先数は一致しない。

(注2) 2010年度以降に見直しを検討したが実施していない52庫ベース。複数回答であるため、内訳と回答先数は一致しない。

(引当方法見直しの内容)

実際の引当方法の見直しでは、「算定期間数の拡大」に取り組んだ先が多い(図表6)。これにより、時間の経過とともに貸倒実績率が比較的高かった時期が計測期間から外れていく影響を軽減し、景気循環の影響を均す効果が期待できる。

また、地域銀行では、その他要注意先における「リスクに応じた区分の細分化」、要管理先や破綻懸念先における「DCF法やCF控除法の導入や対象先の拡充」など、引当金算定の精緻化に取り組む先が多い。一方、信用金庫では、より簡便な方法として、各債務者区分において「引当率の下限設定」を実施する先が多い。

図表6 見直しの内容
(地域銀行)

(先、%)

	正常先		その他要注意先		要管理先		破綻懸念先	
	先数	構成比	先数	構成比	先数	構成比	先数	構成比
算定期間数の拡大	20	52.6	20	38.5	21	38.9	20	26.7
1算定期間の長期化	0	0.0	5	9.6	1	1.9	0	0.0
過去の引当率との比較	5	13.2	5	9.6	6	11.1	14	18.7
引当率の下限設定	2	5.3	2	3.8	4	7.4	18	24.0
リスクに応じた区分の細分化	5	13.2	19	36.5	0	0.0	1	1.3
DCF法の導入	0	0.0	4	7.7	12	22.2	11	14.7
DCF法の対象先拡充	0	0.0	5	9.6	17	31.5	19	25.3
CF控除法の導入	0	0.0	0	0.0	0	0.0	9	12.0
CF控除法の対象先拡充	0	0.0	0	0.0	0	0.0	8	10.7
その他	14	36.8	17	32.7	14	25.9	11	14.7
見直しを実施した先計(注)	38	100.0	52	100.0	54	100.0	75	100.0

(注) 2010年度以降に見直しを実施した86行ベース。複数回答であるため、内訳とは一致しない。

(信用金庫)

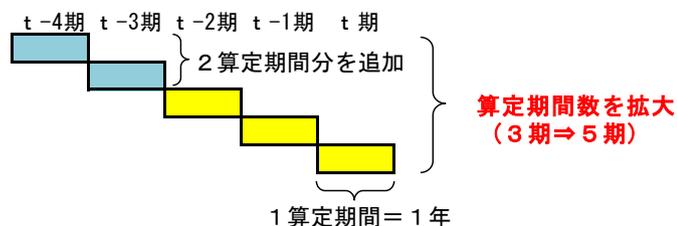
(先、%)

	正常先		その他要注意先		要管理先		破綻懸念先	
	先数	構成比	先数	構成比	先数	構成比	先数	構成比
算定期間数の拡大	25	67.6	24	47.1	29	50.0	22	18.0
1算定期間の長期化	1	2.7	2	3.9	2	3.4	3	2.5
過去の引当率との比較	4	10.8	5	9.8	7	12.1	13	10.7
引当率の下限設定	8	21.6	8	15.7	11	19.0	31	25.4
リスクに応じた区分の細分化	0	0.0	4	7.8	0	0.0	5	4.1
DCF法の導入	0	0.0	3	5.9	6	10.3	12	9.8
DCF法の対象先拡充	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	1.6
CF控除法の導入	0	0.0	0	0.0	1	1.7	28	23.0
CF控除法の対象先拡充	0	0.0	1	2.0	0	0.0	9	7.4
その他	4	10.8	11	21.6	10	17.2	28	23.0
見直しを実施した先計(注)	37	100.0	51	100.0	58	100.0	122	100.0

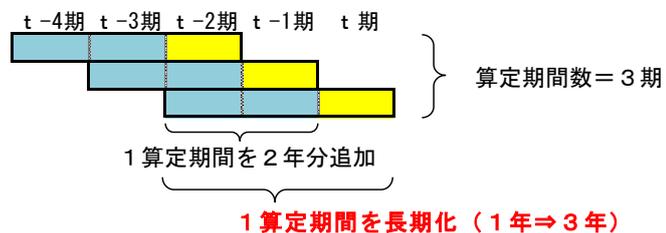
(注) 2010年度以降に見直しを実施した144庫ベース。複数回答であるため、内訳とは一致しない。

<参考> 算定期間数の拡大と1算定期間の長期化のイメージ

① 算定期間数の拡大



② 1算定期間の長期化



前述のとおり、引当方法の見直しを検討している先の中には、具体的な方法の選択や対外的な説明の困難さから実施に至っていない例もみられた。地域金融機関が引当方法を継続的に検証し、必要に応じて見直していく際の参考となるよう、今般のアンケート調査で確認できた見直し事例を、以下に整理しておく（図表7）。

図表7 引当方法見直しの合理性・客観性を確保するための工夫事例

主な課題	主な対策	恣意性を排除し、合理性・客観性を確保するための工夫事例
<p>現行の算定期間等ではクレジットサイクルを捕捉できない</p>	算定期間数の拡大	<p>自身が保有する貸出金の平均残存期間を参照し算定期間数を拡大。</p> <p>景気基準日付から算出した最長の、あるいは平均的な景気循環年数を参照し算定期間数を拡大。</p>
	1算定期間の長期化	<p>金融円滑化法施行前の貸倒実績率と、1算定期間の年数を長期化した際の足もとの貸倒実績率とを比較し、概ね同等の貸倒実績率水準となる1算定期間の年数を検証し設定。</p>
	過去の引当率等と比較し、高い値を採用	<p>過去全期間の貸倒実績率の平均値と直近3算定期間の貸倒実績率を比較し、何れか高い値を採用。</p> <p>貸倒実績率に基づく引当率と倒産確率に基づく引当率を比較し、何れか高い値を採用。</p>
<p>事業計画や経営改善計画等の進捗度合い対比、債務者区分のランクダウンリスクが高まっている</p> <p>— あるいは —</p> <p>融資方針等の変更に伴い、過去の実績には反映されないリスクやコストの発生可能性を勘案する必要がある</p>	<p>リスクに応じた引当の区分の細分化</p>	<p>「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」等によりその他要注意先としている債務者で、かつ債務超過先では、要管理先と同程度のデフォルト率となっていることを検証し、要管理先の貸倒実績率を適用。</p>
		<p>その他要注意先のうち、経営改善計画が策定されている債務者と、それ以外の債務者では、デフォルト率に明確な格差があることを検証し、別区分化。</p>
		<p>その他要注意先のうち創業支援先を別区分化。</p>
		<p>新たに取扱いを開始した融資商品は、既存の貸出と比べてデフォルト率が高いため、別区分化。</p>
		<p>地域別（地元、それ以外等）のデフォルト率に明確な格差があることを踏まえ、地域別に区分。</p>
	<p>業種特性を勘案し、不動産賃貸業等を別区分化。</p>	
	<p>DCF法、CF控除法の適用</p>	<p>金額基準と債務者基準（同一債務者区分に一定期間滞留等）双方を満たす先にDCF法を適用。</p>
<p>与信額や債務償還年数が一定の基準に抵触する債務者のうち、特定業種についてCF控除法を適用。</p>		
<p>自身で規定するグループ別与信限度額や大口与信先管理基準の金額基準とDCF法の適用基準とを統一。</p> <p>一旦DCF法を適用した先は、正常先に区分変更するまでDCF法の適用を継続。</p>		

（注）本表は、今般のアンケート調査により確認されたいくつかの工夫事例を類型化したものであり、本表に記載した取り扱いが全てではない。また、時々の社会情勢や借り手企業の財務状態、金融機関自身の経営実態などにより、採り得る対策は一律ではない。

3. まとめ

地域金融機関では、信用コスト率や貸倒引当金比率がきわめて低い水準で推移していることを念頭に置きつつ、クレジットサイクルを意識した引当方法の見直しを検討・実施する先が多くみられている。

一方、自行庫の融資方針の変化に伴って引当方法の見直しを検討・実施した先の割合は、相対的に低水準に止まっている。近年、多くの地域金融機関では、貸出期間が長期に亘る国内不動産向けや医療・福祉関連向け等の貸出を伸ばしているほか、下位格付先を含めた中小・地場企業向け貸出にも積極的に取り組んでいる。また、地域の産業力強化や地方創生にも引き続き前向きに取り組んでいる。その過程では、成長分野における事業リスクの顕在化、事業の再生・再構築に伴う金融支援、産業の新陳代謝などに伴って、与信ポートフォリオに過去の実績には反映されていない新たなリスクやコストが内包されている可能性がある。

こうした点を踏まえると、貸倒引当金の算定にあたっては、足もとのポートフォリオ特性やリスクテイク姿勢の変化が先行きのリスクやコストに及ぼし得る影響を、適切に織り込んでいくことが重要である。また、その適切性を継続的に検証していく努力も必要と考えられる。